

令和3年度 埼玉県版

水田活用の直接支払 交付金と 経営所得安定対策 制度の概要



このパンフレットは農家の経営安定ならびに需要に応じた生産の促進を図るための制度です。今年度の改正点等を盛り込んでありますのでぜひご活用ください。

水田活用の直接支払交付金

1.戦略作物助成

水田で麦、大豆、飼料用米・米粉用米等を販売目的で生産する販売農家、集落営農に対して交付金が直接交付されます。

2.産地交付金

埼玉県が定める「埼玉県水田フル活用ビジョン」に基づき、水田で麦、大豆、飼料用米・米粉用米等を販売目的で生産する販売農家等に交付金が交付されます。

3.水田農業高収益化推進助成

県・市町村等が策定する「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物による畑地化の取組および子実用とうもろこしの作付に対して交付されます。

経営所得安定対策

1.畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」は、諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産・販売する農業者の経営安定のための交付金です。

2.米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。

農業保険

(1)収入保険

自然災害だけでなく、価格低下、怪我や病気などによる収入の減少も、補償対象となります。

(2)水稻共済

移植期から収穫期までの自然災害などによる収穫量の減少を補償します。

本パンフレットの内容についての照会は、最寄りの地域農業再生協議会(市町村・JA)又は下記へお問い合わせください。

■ 埼玉県農林部

■ JA埼玉県中央会

■ 関東農政局生産部

生産振興課

JA支援部農政対策担当

経営所得安定対策チーム

048-830-4036

048-829-3309

048-740-5866

水田活用の直接支払交付金

1. 戦略作物助成

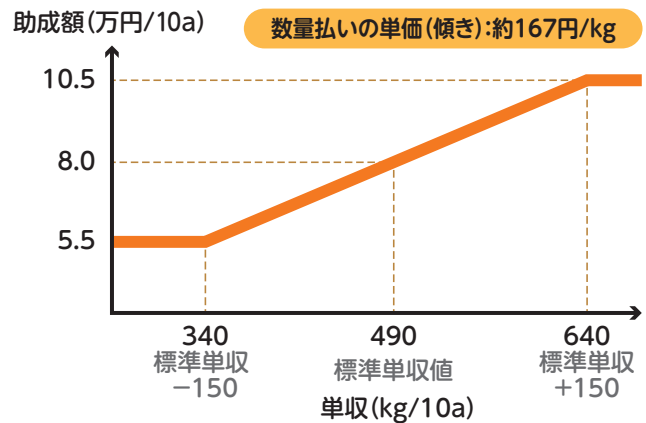
対象農地 ▶ 水田

交付対象者 ▶ 販売農家、集落営農

対象作物(基幹作のみ)	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ(下グラフ参照) 55,000円/10a～105,000円/10a

飼料用米、米粉用米の交付単価イメージ

- 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認が必要です。
- 右グラフは標準単収値が490kgの場合です。標準単収値は市町村等が当該地域に定めている配分単収を適用します。
- 各地域における標準単収値を当年産の作物柄に応じて調整します。
- 標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準価格(8万円/10a)で支援されます。



**飼料用米等は
適正に流通
してください!**

飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。
主食用米への横流しや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

下記の行為が確認された場合、氏名の公表及び交付金の返還等の措置が講じられます。



- ◆ 飼料用米等として生産した米を主食用米として販売
- ◆ 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米の飼料用米として出荷し、交付金を申請
- ◆ 他者から購入した米などを飼料用米に上積みして出荷し、交付金を申請

水田活用の直接支払交付金

2.産地交付金

(1) 作物等への助成

下表の助成単価は、国から県への配分予定額(R2.12現在)に基づき算定したものであり、今後、正式な配分額決定により増額並びに2回目の配分を受けた場合は**充当する順番に従い**それぞれ次に示す単価を上限として充当します。

★産地交付金の各助成内容はR3年度のものであり、R4年度以降も同じ内容を保証するものではありません。

No.	対象作物等※1	対象者	助成単価(円以内/10a※2)		充当する順番
			当初	配分増額により充当する場合の上限額	
1	麦、大豆	担い手要件※3を満たす農業者	5,500	6,500	③
2	野菜		5,500	—	—
3-1	飼料用米		4,300	6,500	②
3-2	米粉用米		3,000	4,000	④
4-1	二毛作(主食+戦略作物)※4	販売農家、集落営農	4,000	10,000	⑤
4-2	二毛作(戦略作物同士)※4		11,000	12,500	①
5	わら利用		6,500	—	—
6	資源循環	6,500	—	—	

※1 No.1、No.3 の助成については収益性向上に資する取組が必要です。

※2 「円以内/10a」とあるのは実績が計画を超える等により、減額になる場合があるため。

※3 担い手要件を満たす農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

※4 戦略作物：麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉米用

(2) 地域の取組に応じた追加配分による助成

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約(3年以上)	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け(基幹作のみ)	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け(基幹作のみ)	2.0万円/10a



上記のほか、以下の取組について、地域農業再生協議会が設定する「転換作物拡大計画」に基づき配分。

高収益作物等拡大加算 (3.5万円以内/10a) 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が令和2年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
(高収益作物等：野菜、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし)

3.水田農業高収益化推進助成

県・市町村等が策定した「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における**①高収益作物による畑地化の取組**、および**②子実用とうもろこし**の作付に対して支援します。

① 高収益作物による畑地化の取組

A.高収益作物定着促進支援
(2.0(3.0)※1万円/10a×5年間)

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。

I.高収益作物畑地化支援(17.5万円/10a)

高収益作物による畑地化の取組を支援※2。

② 子実用とうもろこし

子実用とうもろこし支援(1.0万円/10a)

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※1：加工・業務用野菜の場合

※2：R5年度までの時限措置とし、その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

経営所得安定対策

1. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 対象作物** 麦、大豆、そば、なたね(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)
- 対象農地** 畑または水田
- 交付対象者** 認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)
- 交付金額** 数量払い: 収穫量に交付単価を乗じた金額(基本は数量払い)
面積払い: 数量払いの内金として、当年産の作付面積に応じた金額
- 交付単価** 数量払の単価 下表を参照(令和4年産まで適用)
面積払の単価 20,000円/10a(「そば」は13,000円/10a)

麦類

- 平均交付単価: 小麦 6,710円/60kg 二条大麦 6,780円/50kg
六条大麦 5,660円/50kg はだか麦 9,560円/60kg (円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (60kg当たり)	6,510 (8,810)*	6,010 (8,310)	5,860 (8,160)	5,800 (8,100)	5,350 (7,650)	4,850 (7,150)	4,700 (7,000)	4,640 (6,940)
二条大麦 (50kg当たり)	6,840	6,420	6,300	6,250	5,980	5,560	5,430	5,380
六条大麦 (50kg当たり)	5,970	5,550	5,420	5,370	4,940	4,520	4,400	4,350
はだか麦 (60kg当たり)	9,980	9,480	9,330	9,240	8,410	7,910	7,760	7,680

※()内はパン・中華麺用品種の単価

大豆

- 平均交付単価: 9,930円/60kg (円/60kg)

- 特定加工用大豆とは、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆です。

品質区分(等級)	1 等	2 等	3 等
普通大豆	10,830	10,140	9,460
特定加工用大豆	8,780		

そば

- 平均交付単価: 13,170円/45kg (円/45kg)

品質区分(等級)	1 等	2 等
そば	13,800	11,690

なたね

- 平均交付単価: 8,000円/60kg (円/60kg)

キザキノナタネ・キラリボシ・ナナンキブ・さらさら銀河	その他の品種
8,020	7,280

経営所得安定対策

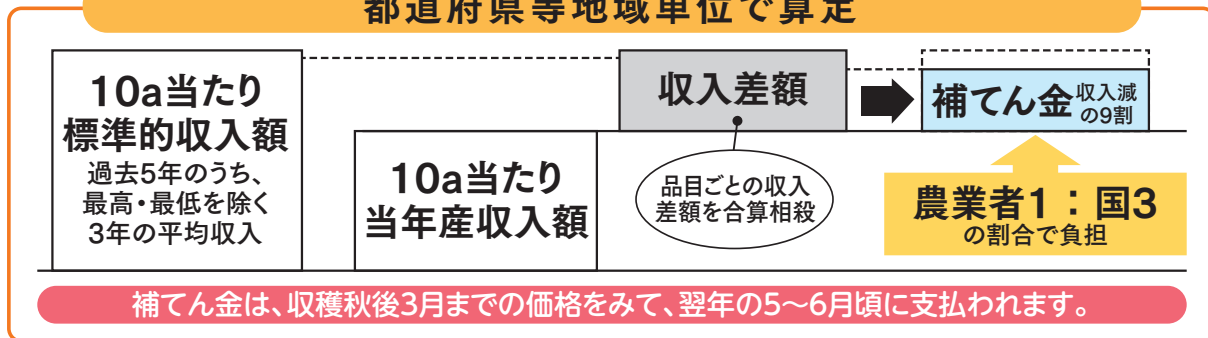
2.米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

対象作物 米、麦、大豆（ビール麦、黒大豆、種子用は対象外）

加入対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件なし）

- 当年産の**販売収入の合計**が、標準的収入を下回った場合に、その**差額の9割**を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。（積立金は掛け捨てではありません。）

都道府県等地域単位で算定



農業保険

自然災害、価格低下等に備えて、公的な保険制度である農業保険（収入保険・水稻共済）に加入しましょう。

(1) 収入保険

対象作物 全ての農作物

加入対象者 青色申告を行っている農業者（個人・法人）

- 自然災害だけでなく、価格低下、怪我や病気などによる収入の減少も、補償対象となります。
- 収入保険に加入するために必要な青色申告は簡易な方式でもよく、1年以上の実績があれば加入可能です。
- 農業者ごとの販売収入の8割以上が確保されます。
- 「掛け捨ての保険方式」と、「掛け捨てとらない積立方式」の組合せで補てんします。
- 補てんの財源は、農業者と国が保険料1対1、積立金は1対3の割合で負担します。

(2) 水稻共済

対象作物 水稻

加入対象者 10a以上作付を行っている農業者（個人・法人）

- 移植期から収穫期までの自然災害などによる収穫量の減少を補償します。
- 収穫量の減少に加えて、品質低下も加味する方式、統計データによる補償方式もあります。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対1の割合で負担します。



なお、国費の二重助成を避けるためにナラシ対策と収入保険は**同時に加入できません**。
どちらか一方を選ぶことになります。また、青色申告者以外の方には従来通りの水稻共済を
おすすめします。詳しくはお近くのNOSAI埼玉へお問い合わせください。

本所 048-645-2141

mail honsyo@nosai-saitama.jp

中部統括支所(川越) 049-235-8711
北部統括支所(熊谷) 048-533-8030
東部統括支所(行田) 048-559-1588

東松山支所 0493-22-0655
本庄支所 0495-21-0255
宮代支所 0480-32-1015

上尾支所 048-779-6911
秩父支所 0494-22-0647
越谷支所 048-965-7251

水田活用の直接支払交付金における交付金イメージ

対象者要件

水田台帳に登録されている水田で作付けしている

販売農家である

ただし、斜線部分は以下のいずれかに該当する方のみ対象

●認定農業者 ●集落営農 ●認定新規就農者

No.	品目	1.戦略作物助成		2.産地交付金	
		基幹作 (円/10a)	基幹作 (円/10a)	二毛作(円/10a)	
				基幹作で 主食用米を作付	基幹作で 戦略作物及びそば ・なたねを作付
①	麦・大豆	35,000	5,500	5,500+4,000	5,500+11,000
②	野菜 (基幹・二毛 どちらか のみ対象)		5,500	5,500	5,500
③-1	飼料用米	収量に応じ 55,000~ 105,000	4,300 ※複数年契約の場合は 4,300+12,000	4,000 ※複数年契約の場合は 4,000+12,000	11,000 ※複数年契約の場合は 11,000+12,000
③-2	米粉用米		3,000 ※複数年契約の場合は 3,000+12,000		
④	そば なたね		20,000	4,000	11,000
⑤	飼料作物 (粗飼料作物、 わら等)	35,000	6,500 ※耕畜連携している 場合のみ	4,000 ※耕畜連携している場合は 4,000+6,500	11,000 ※耕畜連携している場合は 11,000+6,500
⑥	WCS用稲	80,000	6,500 ※耕畜連携している 場合のみ	4,000 ※耕畜連携している場合は 4,000+6,500	11,000 ※耕畜連携している場合は 11,000+6,500
⑦	加工用米	20,000		4,000	11,000
⑧	新市場 開拓用米		20,000		

※詳しい交付要件については各ページを参照してください。

※上記のほか、麦・大豆、そば・なたねについては品質区分に応じた交付金が支払われます。経営所得安定対策の「1.畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」の項をご覧ください。